（構造改革特別区域法の一部改正）

第八条　構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十八条第八項中「第四項又は」を「第五項又は」に改め、同条第十三項中「、第二十五条第一項及び」を「及び第五項、第二十五条第一項並びに」に、「及び第二項」を「、第二項及び第五項」に、「「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」を「同条第五項中「会社等又は有料道路管理者」とあるのは「公社管理道路運営権者」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十四号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

（電気事業法の一部改正）

第一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六」に、「第二十八条の四十八」を「第二十八条の五十」に、「第二十八条の四十九―第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十一―第二十八条の五十八」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に、「第二十八条の五十八」を「第二十八条の六十」に改める。

第二十七条の二十九中「第二項」の下に「の規定は第二十七条の二十九の三第一項に規定する認可原子力発電事業者以外の発電事業者に」を加え、「並びに」を「及び」に、「は、発電事業者に」を「は発電事業者に、それぞれ」に改め、第二章第五節に次の五条を加える。

（原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間）

第二十七条の二十九の二　原子力発電事業者（原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）をその発電事業の用に供する発電事業者をいう。以下同じ。）が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉（原子力発電事業者が維持し、及び運用する原子力発電工作物である核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。第四項、第五十四条及び第百十二条の三において「原子炉等規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この節において同じ。）を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2　原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3　前項の認可を受けようとする原子力発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運転期間を延長しようとする発電用原子炉を設置する営業所の名称及び所在地

三　延長しようとする運転期間（二十年を超える場合にあつては、申請に係る発電用原子炉（次項において「申請発電用原子炉」という。）の運転を停止した期間（同項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。）及びその理由を含む。）

四　その他経済産業省令で定める事項

4　経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一　申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二　その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可の処分がなされていないこと。

三　延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること。

四　その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

五　延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に掲げる期間（平成二十三年三月十一日以降の期間に限る。）を合算した期間以下であること。

イ　申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ　前条において準用する第二十七条第一項若しくは第四十条の規定による処分、原子炉等規制法第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三若しくは第六十四条第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分（これらの処分をした行政官庁若しくは審査請求に対する裁決によつて取り消されたもの、これらの処分の取消し若しくはこれらの処分の無効若しくは不存在の確認の判決が確定したもの又は審査請求に対する裁決によつてこれらの処分の内容が変更されたものに限る。）による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ハ　行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ニ　仮処分命令（債権者がその申立てを取り下げたもの又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全異議の申立てについての決定若しくは同法の規定による保全抗告についての決定（以下このニにおいて「保全異議の申立てについての決定」という。）若しくは同法の規定による保全取消しの申立てについての決定によつて取り消されたもの若しくは